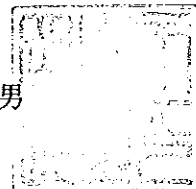


岡山市告示第238号

岡山市旅館業法施行条例第4条第4号に規定する社会教育施設の指定について次のように定める。

平成25年3月12日

岡山市長 高谷 茂 男



岡山市旅館業法施行条例第4条第4号に規定する社会教育施設の指定について

て
岡山市旅館業法施行条例（平成12年市条例第29号）第4条第4号に規定する市長が指定するものを次のように定める。

区分	名称	所在地
1 青少年教育施設等	岡山市立少年自然の家	岡山市北区日応寺4番地
	岡山市立犬島自然の家	岡山市東区犬島119番地1
2 体育施設等	岡山県総合グラウンド	岡山市北区いずみ町二丁目1番11号
	岡山ドーム	岡山市北区北長瀬表町一丁目1番1号
3 文化会館等	岡山市民会館	岡山市北区丸の内二丁目1番1号
	岡山シンフォニーホール	岡山市北区表町一丁目5番1号
	建部町文化センター	岡山市北区建部町建部上899番地

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。